

清須市子ども・子育て支援事業計画に対する パブリックコメント実施結果

1. 実施期間 平成27年1月6日から平成27年2月4日まで
2. 提出件数 4通
- ①提出方法 窓口提出4通
- ②提出者の居住別 西枇杷島地域0通、清洲地域1通、新川地域1通、春日地域2通
- ③男女別 女4通、男0通
3. 意見総数 12件

意見の分類	パブリックコメントの内容	市の考え
子どもの安全対策について	○不審者情報配信メールについて、小学校と保育園で配信の有無が異なることがあります。情報を一斉配信していただきたいです。	配信メールについては、小学校は各小学校から、また保育園は子育て支援課から保護者へ配信しています。子育て支援課では、不審者情報については、教育委員会から情報提供があったものをメール配信していますが、配信の有無があってはならないため、今後は学校教育課と連携を密にして適切に対応をいたします。
子育て支援の周知について	○ホームページやチラシ等の記事で、子育て支援サービス（ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等）の事業内容や時間・金額等を見ますが、各支援サービス利用者の声に乗っていると、より身近なサービスになると思います。	ホームページや情報紙などで、保護者の方がより身近なサービスに感じてもらえることは重要であると考えており、今後、更にサービス内容を周知できるよう、情報発信の方法について検討していきます。
子育て支援センターについて	○子育て支援センターは、子育てするにあたり、心の支えでした。利用者の人数増減だけを重視せず、これからも今のまま親子の安心できる場所であってほしいです。	子育て支援センターは、地域で子育て支援をするため重要な役割をしているため、市では、平成27年度には、西枇杷島地区に新たに保育園を新設して、施設内に子育て支援センター機能を配置する予定です。今後も安心して子どもを産み・育てられる環境づくりに取り組んでいきます。

<p>認定こども園について</p>	<p>○資料では3歳未満保育の必要性ありのみ○がっていますが、3歳未満で働いていない場合でも預けることは可能でしょうか。子育てのみの母親も、自分のためにも子供のためにも預けたいと思っています。現在働いていなくても、仕事を探すときに預けることができれば安心です。</p> <p>○子どもが3歳になる前に下の子を妊娠した時、つわりがひどかったが、産前産後期間ではなかったため、近所の保育園に通わせられず、3歳になってすぐに遠方の私立幼稚園に入園させました。私立の認定子ども園ができると喜ぶ母親がたくさんいると思います。楽しみにしています。</p> <p>○清須市には西枇杷島地区のみに幼稚園があります。清須市内に認定こども園ができるときは、現状に合った計画をお願いします。</p>	<p>3歳未満児については、保育の必要性の認定が受けられた場合のみ、お預かりすることになります。保育を必要とする事由については、妊娠・出産及び求職活動も含みますが、3歳未満で働いていない場合には、産前3ヶ月、産後2ヶ月の期間になります。なお、一時的保育であれば働いていない方でもご利用できます。</p> <p>また、認定こども園については、夢の森保育園の跡地に平成28年4月に開園するよう進めています。市内で、初の施設になりますので、皆さんに喜んでいただけるよう取り組んでいきます。</p>
<p>産後ヘルパーについて</p>	<p>○現在は産後となっていますが、つわりで動けない方もたくさんいます。産後だけではなく、産前も支援があるとよいと思います。</p>	<p>産後ヘルパーについては、ご指摘のとおり産後のみの対応になっています。今後は、産前も含めて対応が可能かどうか検討していきます。</p>
<p>放課後子ども教室について</p>	<p>○1年生は利用開始が、入学して給食が始まってからではなく、ゴールデンウィーク明け頃なので、入学して給食が始まったらすぐに利用できるようなになると助かります。</p>	<p>1年生には、入学後、利用案内を配布しています。その後、申請書受付、利用説明会を開催していることから、ゴールデンウィーク明けの利用開始となっています。今後は、少しでも早く利用していただけないか検討していきます。</p>
<p>ファミリー・サポート・センターについて</p>	<p>○便利な制度だから提供会員を増やしてほしい。そのために募集のお知らせを小学校、中学校などの教育機関で、生徒たちに配付し、保護者の方に見てもらおうと、口コミで会員の増加につながっていくのでは。</p>	<p>提供会員の確保については、広報や会員相互のネットワークにより拡充に努めていますが、現状は中々増えてこない状況であります。今後は、民間保育サポーター(タイム・えぷろん)との連携を図るとともに、周知方法について検討していきます。</p>

<p>保育園での障がい児の受け入れについて</p>	<p>○働きながら障がいのある子どもを育てることはとても大変です。現在の保育園では、確実に保育園に入るためには働くしかありません。両親が共に働いていなくても、障がい児を受け入れる制度にしてほしいです。</p>	<p>障がい児の受入については、保護者のニーズに対応するよう心掛けていますが、保育所は、保育を必要とする事由がある場合に保育認定証を交付し、保育所でお預かりすることになります。両親ともに働いていない場合には、保育を必要とする事由に当たりません。よって、実施児としての受入はできませんが、3歳児以上であれば私的契約児として入所していただけます。</p>
<p>保育園の障がい児加配について</p>	<p>○発達障がい児は、細かい部分での支援が必要なので、常時、加配の先生の見守りや支援が必要です。障がいのある子どもを受け入れるだけでなく、市の方針として「一人ひとりに合った支援を行うために障がい児専任の加配を設置する」とし、加配について計画の中に明記していただきたいです。</p>	<p>市では、現在、統合保育の中で障がいのあるお子さんをお預かりしています。多様な保育ニーズに応えるため、保育士の質の向上のための各種研修会の参加や、また、専門指導者から助言を仰いだりすることもあります。今後も適切な職員配置に努めていくとともに、計画に反映させ、障がいのあるお子さんに優しい保育運営に努めていきます。</p>
<p>その他</p>	<p>○子どもを産むことも、働くか働かないかなどの選択をしたのは自分なので、頑張って子育てをしていかなければなりません。心が弱った時などに、行政に少し頼れると次にまた進んでいきます。これからの子育て支援事業も楽しみにしています。</p>	<p>ありがとうございます。今後も市民目線に立った子育て支援事業を展開していきますので、よろしくお願いします。</p>